

土壌汚染情報公開台帳

( 案件No. 19 )

整理番号	108-24006	調製年月日・契機	令和7年3月28日	第116条第1項第1号
所在地	江東区新木場二丁目6番50 (地番)		江東区新木場二丁目8番7号 (住居表示)	
訂正年月日・契機	令和7年10月6日・第116条第1項第1号、令和7年11月12日・第116条の3第1項			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	株式会社春江 新木場リサイクルセンター (令和6年11月29日廃止)	面積	551.03 m <sup>2</sup> (汚染地)	4,601.00 m <sup>2</sup> (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		舗装、一部掘削除去		
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)				
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨				
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質 変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨				
備考		令和7年10月6日 汚染地面積変更 (1,353.60m <sup>2</sup> →551.03m <sup>2</sup> )		
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和7年3月3日	鉛及びその化合物	含有量基準 溶出量基準・第二溶出量基準	中央開発株式会社
	令和7年9月2日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	中央開発株式会社
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	

